

2024 年 5 月 15 日

東郷町議会議長 様

東郷町

三宅 暁良

名古屋市北区柳原三丁目 7 番 8 号

春の自治体キャラバン実行委員会

代表 西尾 美沙子

事務局：自治労連愛知県本部

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を
抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

2024 年 4 月に 4・5 歳児の保育士配置基準が内閣府令により 30 対 1 から 25 対 1 へ改正され、それに対応する加算措置が設けられました。また、2015 年より加算措置が行われていた 3 歳児についても、20 対 1 から 15 対 1 へ最低基準が改正されました。4・5 歳児については 76 年ぶりとなるこの改正は、保育の安全・安心の確保の観点から大変重要なものです。しかし、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられており、子どもたちの受ける保育に施設や地域による格差が生じることになりかねません。最低基準＝ナショナルミニマムとして、早急な完全実施が求められます。

加えて、2023 年 6 月の「こども未来戦略方針」に掲げられていた 1 歳児 6 対 1 から 5 対 1 への改善は「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に」として先延ばしされました。また、今回改正となった年齢以外についても、保育士 1 人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約 2 倍と大きく立ち遅れています。現在の基準では保育の安全・安心が守られないという保育現場からの声は大きく、世界基準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保が困難であるのは事実ですが、その大きな要因は、有資格者の 6 割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにあります。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのです。保育士の処遇については、この間も国による賃金水準の引き上げなど少しずつ改善が図られてきているところですが、保育士給与はいまだ全産業平均と比べて 7 万円低い状況です。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっています。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、抜本的な処遇の改善が急務です。

国は「こども未来戦略」において両立支援をかかげています。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではありません。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要です。しかし、そのための財政的な裏付けがなければ、せっかくの制度も机上の空論となりかねません。両立支援を実効性あるものとするためには、子どもが病気の際などに職員が安心して休暇を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以 上

【意見書案⑤】

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を 抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書（案）

2024年4月に4・5歳児の保育士配置基準が内閣府令により30対1から25対1へ改正され、それに対応する加算措置が設けられた。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改正された。4・5歳児については76年ぶりとなるこの改正は、保育の安全・安心の確保の観点から大変重要なものである。しかし、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられており、子どもたちの受ける保育に施設や地域による格差が生じることになりかねない。最低基準＝ナショナルミニマムとして、早急な完全実施が求められる。

加えて、2023年6月の「こども未来戦略方針」に掲げられていた1歳児6対1から5対1への改善は「保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に」として先延ばしされた。また、今回改正となった年齢以外についても、保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れている。現在の基準では保育の安全・安心が守られないという保育現場からの声は大きく、世界基準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要である。

保育士確保が困難であるのは事実だが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにある。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのである。保育士の処遇については、この間も国による賃金水準の引き上げなど少しずつ改善が図られてきているところではあるが、保育士給与はいまだ全産業平均と比べて7万円低い状況である。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっている。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、抜本的な処遇の改善が急務である。

国は「こども未来戦略」において両立支援をかかげている。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではない。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要である。しかし、そのための財政的な裏付けがなければ、せっかくの制度も机上の空論となりかねない。両立支援を実効性あるものとするためには、子どもが病気の際などに職員が安心して休暇を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

内閣総理大臣 宛
こども政策担当大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官

〇〇〇議会
議長